

鳥取県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付業務実施細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第23号

鳥取県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付業務実施細則の一部を改正する規則

鳥取県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付業務実施細則（昭和40年鳥取県規則第7号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
<p>(母子福祉資金の貸付けの申請)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の申請書には、次の表の左欄に掲げる資金の種類に応じ、<u>同表の右欄に掲げる書類及び貸付けを受けようとする者の戸籍謄本又は戸籍抄本、その者が配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又は配偶者のない女子に現に扶養されている児童であることを証する書類</u>その他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。</p>		<p>(母子福祉資金の貸付けの申請)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 <u>次の表の左欄に掲げる資金に係る前項の申請書には戸籍謄本又は戸籍抄本、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものであることを証する書面（配偶者のない女子に現に扶養されている児童が修学資金、修業資金、就職支度資金又は就学支度資金の貸付けを受けようとする場合にあっては、当該児童が現に配偶者のない女子に扶養されている事実を証する書面及び法定代理人の同意書）</u>、次の表の左欄に掲げる資金の種類に応じ、<u>それぞれ当該右欄に掲げる書類</u>その他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。</p>	
資金の種類	添付書類	資金の種類	添付書類
略		略	
医療介護資金	<p>略</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>アに掲げる保険給付以外の保険給付に係るサービスを受けるのに必要な資金</u> 介護保険法第8条第23項に規定する居宅サービス計画又は同法第8条の2第18項に規定する介護予防サービス計画が記載された書面その他の保険給付の対象となる費用のうち利用者の負担する額が記載された書面の写し</p>	医療介護資金	<p>略</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>ア以外のサービスを受けるのに必要な資金</u> 介護保険法第8条第21項に規定する居宅サービス計画又は同法第8条の2第18項に規定する介護予防サービス計画が記載された書面その他の保険給付の対象となる費用のうち利用者の負担する額が記載された書面の写し</p>
略		略	
3 略		3 略	
<p>(寡婦福祉資金の貸付けの申請)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 前項の申請書には、次の表の左欄に掲げる資金の</p>		<p>(寡婦福祉資金の貸付けの申請)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 <u>次の表の左欄に掲げる資金に係る前項の申請書に</u></p>	

種類に応じ、同表の右欄に掲げる書類及び貸付けを受けようとする者の戸籍謄本及び戸籍抄本、その者が寡婦等又は寡婦等に現に扶養されている20歳以上である子等であることを証する書類その他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

資金の種類	添付書類	
略		
医療介護資金	医療介護を受けるのに必要な資金	ア 略 イ アに掲げる保険給付以外の保険給付に係るサービスを受けるのに必要な資金 介護保険法第8条第23項に規定する居宅サービス計画又は同法第8条の2第18項に規定する介護予防サービス計画が記載された書面その他の保険給付の対象となる費用のうち利用者の負担する額が記載された書面の写し
略		

は戸籍謄本又は戸籍抄本、寡婦等であることを証する書面（寡婦等に扶養されている20歳以上である子等が修学資金、修業資金、就職支度資金又は就学支度資金の貸付けを受けようとする場合あつては、当該者が現に寡婦等に扶養されている事実を証する書面）、次の表の左欄に掲げる資金の種類に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる書類その他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

資金の種類	添付書類	
略		
医療介護資金	医療介護を受けるのに必要な資金	ア 略 イ ア以外のサービスを受けるのに必要な資金 介護保険法第8条第21項に規定する居宅サービス計画又は同法第8条の2第18項に規定する介護予防サービス計画が記載された書面その他の保険給付の対象となる費用のうち利用者の負担する額が記載された書面の写し
略		

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。